

JICA-CM4TIP 通信

No.20/2017.2.20

- 第7回メコン地域ワークショップ開催
 - 参加各国の発表
 - グループワーク
 - 共通の課題
 - シェルター視察

タイ・メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト

- ◇ タイおよびメコン地域において人身取引被害者に対する支援対策が効果的に行われるために、JICA では被害者保護・自立支援に関わる多分野協働チーム (MDT) の能力強化と、支援能力向上に協力してきました。
- ◇ 当プロジェクトは2015年4月から4年間の予定で、人身取引被害者の生活再建支援のため、ケースマネージャー (CM) 等の能力向上や被害者のエンパワメント、周辺国との協働を目指す活動を実施します。
CM4TIP : Case Management for Trafficking in Persons の意味。
詳細はHP(<http://www.jica.go.jp/project/thailand/016/index.html>)をご覧ください。



タイの社会開発・人間安全保障大臣の開会挨拶

第7回 メコン地域ワークショップ開催

2月8-10日にかけてメコン地域ワークショップをバンコクで開催しました。6カ国から約100名の参加者が一堂に会し、人身取引被害者の保護・帰還や人生の再建支援の手順や課題についてケースに基づき経験を共有しました。



日本の発表者内閣官房の重成さんと東京都女性相談センター和田さん

メコン地域ワークショップは、前身の「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト(2009-14年)」から毎年開催しており、今年で7回目を迎えました。カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、日本の人身取引対策に関わる政府及びNGO職員などを招き、主催国であるタイの参加者を含めると約100人にもものぼり、7つの言語が飛び交う大きなイベントです。

開会挨拶はタイの社会開発人間安全保障省の大臣が行い、同省事務次官による基調講演がありました。また、タイをはじめとするカンボジア、ミャンマー、ラオス、ベトナムのメコン諸国及び日本からそれぞれの国の人身取引対策状況及び人身取引被害者(以下被害者)支援についての発表が行われました。

参加各国の発表

日本からは、内閣官房の重成麻利参事官補佐に「人身取引予防/防止と被害者保護における日本政府の政策と課題」、東京都女性相談センターの和田芳子所長に「日本政府の人身取引被害者の保護の取り組み」について講義をして頂きました。メコン諸国間においては、人身取引対策に関わる地域協定や2国間協定を締結しているので、その中での交流は盛んですが、日本の話を聞く機会はあまりないので、毎年日本の発表の後は質問が沢山出ます。

日本の発表において、日本人の人身取引被害者がいる件について、「日本人の人身取引被害者は、どこの国で被害に遭っているのですか?」との質問が出て、「日本で被害に遭っています」と答えると驚いた顔をした参加者

が何人かいました。

人身取引行為を犯罪とし、人身取引の被害者の保護と送還および出入国管理に関する措置等について規定している人身取引議定書では、人身取引被害者として認定されるには、国境を超えることは条件ではありません。しかしながら、国内の法律や警察の体制が脆弱なところは、自国で人身取引被害者の認定作業を行っていないので、人身取引被害者として認定されているのは自国外で被害に遭い被害者として認定されたケースだけを人身取引被害者の人数としている国もあります。今回の参加国の発表の中では、タイとミャンマーが国内の人身取引被害者の人数を発表に入れていました。





事務次官による基調講演



人身取引対策部長の挨拶



TV取材を受ける大臣とJICA事務所長



JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室長の挨拶

グループワーク

本プロジェクトでは、被害者が、人身取引被害を乗り越え、彼女・彼らの人生の再建を支援する政府関係者及びNGO職員の能力を強化することを目的としています。今回のワークショップでは、被害者の帰国と社会復帰支援にどのような機関が携わり、どのような資源と課題があるのかを洗い出しました。メコン諸国の参加者が集まっているので、同ワークショップでは、国境を越えて、人身取引被害に遭ったケースを中心に分析しました。

タイを除くメコン諸国の参加国の主な被害先は中国とタイです。中国に関しては強制結婚という形態で人身取引被害に遭っている女性が多いです。タイに関しては、ミャンマー人やラオス人の労働搾取と性的搾取による人身取引被害者が多いです。タイで被害に遭う多くのカンボジア人は物乞いという形態の人身取引被害に遭っています。

また、メコン諸国の人々はアジアだけではなく、欧米、中東、アフリカで被害に遭っています。特に被害先の国に被害者の出身国の大使館がない場合は、保護が手薄になります。

2日目に行われたグループワークにおいて、以下のことが分かりました。被害先で保護されるには、被害先国の入国管理官や警察と被害者の出身国の外務省や警察が救助や犯罪捜査などを行い、祖国に帰国できるように支援します。しかし、被害を受けた土地に自国の大使館がなく保護が受けられない場合や、その土地が人身取引を犯罪として取り締まっていない場合も多くあります。また、無事に祖国に帰国できたとしても、祖国の保護体制が十分ではないために支援を受けられないケースも多くあります。多くの国では、3日から1週間程度シェルターで保護してからそれぞれの家に帰ります。

共通の課題

どこの国も共通していたのは、家に帰っても仕事がないので、再び人身取引被害者になってしまう可能性が高いということです。

海外で被害に遭い、運良く被害先の国で保護された場合でも、言語が通じないことが大きな問題となります。

東京都女性相談センターの和田所長も、センターで保護した際に言語が通じないとカウンセリングなどの精神面での支援が難しいという課題を挙げており、言語の問題は共通課題です。ベトナムやミャンマーでは、自国民でも少数民族出身だと言語が通じず、祖国に帰国しても支援が困難である例を挙げていました。

人身取引被害者の救出、認定、犯罪捜査などは政府の関係者が主に携わります。またこの地域では、帰国支援に関して国際移住機関(International Organization for Migration)が大きな役割を果たし、社会復帰のための職業訓練、フォローアップなどはどの国もNGOが担っていることが浮かび上がりました。

シェルター視察

ワークショップの最終日はバンコク近郊の人身取引被害者の女性と男性シェルターを視察します。ここでも熱心に参加者が質問しており、参加者にとって大きな学びとなったことと思っています。

グループワーク写真

- ①タイ
- ②ベトナム
- ③カンボジア
- ④ラオス
- ⑤ミャンマー



グループワークの説明をする百生専門家

◇ 本通信は、プロジェクトの進捗状況や周辺情報をお知らせするためJICA 専門家の見聞をお送りしています。JICA およびカウンターパートの公式見解ではありません。なお、無断での転載はお断りをしています。